当該出張所の職員で地方出入国在留管理局長（以下「局長」という。）が指定するもの	首席審査官（審査管理担当及び第一審査担当から第三審査担当）	当該出張所の職員で局長が指定するもの	首席審査官	
一　［略］	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十七号までに掲げる事務	一　［略］	第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号から第二十五号までに掲げる事務を除く。）	
二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十九号までに掲げる事務		二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十九号までに掲げる事務		
福岡空港出張所 那覇空港出張所				
函館出張所 旭川出張所 青森出張所 水戸出張所 宇都宮出張所 高崎出張所 新潟出張所 川崎出張所 富山出張所 金沢出張所 静岡出張所 京都出張所 境港出張所 岡山出張所 下関出張所				

当該出張所の職員で地方出入国在留管理局長（以下「局長」という。）が指定するもの	首席審査官（審査管理担当及び第一審査担当から第三審査担当）	当該出張所の職員で局長が指定するもの	首席審査官	
一　［同上］	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十二号までに掲げる事務	一　［同上］	第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号及び第二十二号に掲げる事務を除く。）	
二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務		二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務		
福岡空港出張所 那覇空港出張所				
函館出張所 旭川出張所 青森出張所 水戸出張所 宇都宮出張所 高崎出張所 新潟出張所 川崎出張所 富山出張所 金沢出張所 静岡出張所 京都出張所 境港出張所 岡山出張所 下関出張所				